



予防接種

定期接種と任意接種

定期接種

予防接種法に基づき、市が接種費用を負担して実施する予防接種。

(対象となる予防接種)

ロタウイルス、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib感染症（ヒブ）、BCG、麻しん風しん（MR）、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV感染症（子宮頸がん）、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、高齢者新型コロナ、高齢者帯状疱疹

予防接種の副反応により治療が必要になったなど、健康被害が生じた場合は、法に基づく救済制度があります。

任意接種

定期接種以外の予防接種や、定期接種を本人又は保護者等の判断により定められた方法以外（対象年齢外など）で接種するもの。接種費用は自己負担。

(対象となる予防接種)

インフルエンザ（高齢者を除く）、おたふくかぜ、A型肝炎、など
※左記の定期予防接種を対象年齢外で接種する場合も任意接種となります。

健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による補償制度があります。

「生ワクチン」と「不活化ワクチン」

ワクチンは、「生ワクチン」と「不活化ワクチン」に分けられます。

生ワクチンは、病原性を極度に弱めた（弱毒化した）ウイルスや細菌等をワクチンとしたもので、不活化ワクチンは、ウイルスや細菌を殺し抵抗力（免疫）を作るのに必要な成分を取り出して毒性を無くして作ったものです。これらを接種することでその病気にかかった場合と同じように抵抗力（免疫）ができます。

異なるワクチンの接種間隔

異なるワクチンの接種間隔は注射生ワクチン（BCG、麻しん風しん（MR）、水痘、おたふくかぜ）同士の場合は27日以上の間隔を開ける必要がありますが、それ以外の場合は、制限はありません。（医師が認めた場合は同時接種ができます。）

長期にわたる疾患などで定期予防接種を受けられなかった場合

長期にわたる重篤な疾病等（一定の基準があります）、特別な事情によりやむを得ず定期予防接種が受けられなかつた場合は、定期予防接種の対象年齢を過ぎても、特定の期間は定期接種として接種できます。詳細は、健康保健センターへお問い合わせください。

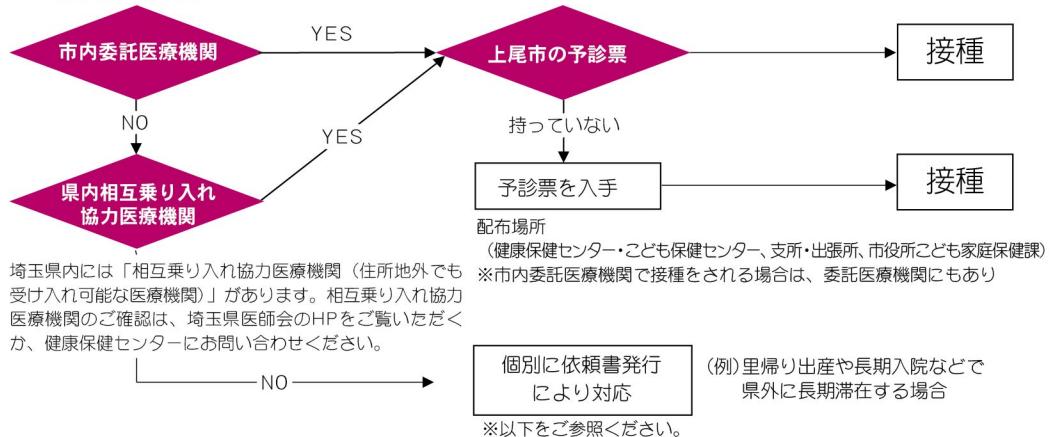
長期海外渡航のため予防接種を希望する場合

埼玉県予防接種センター（埼玉県立小児医療センター内）を受診するための紹介状を発行します。事前に健康保健センターへお問い合わせください。

市内委託医療機関以外で定期予防接種を希望する場合

定期予防接種は、住民登録のある市町村で受けることが原則ですが、上尾市内の委託医療機関（P12～14参照）以外で接種を希望する場合は、接種を受ける際の方法が異なります。以下フローをご確認ください。

【接種場所】



電子申請用二次元コード